

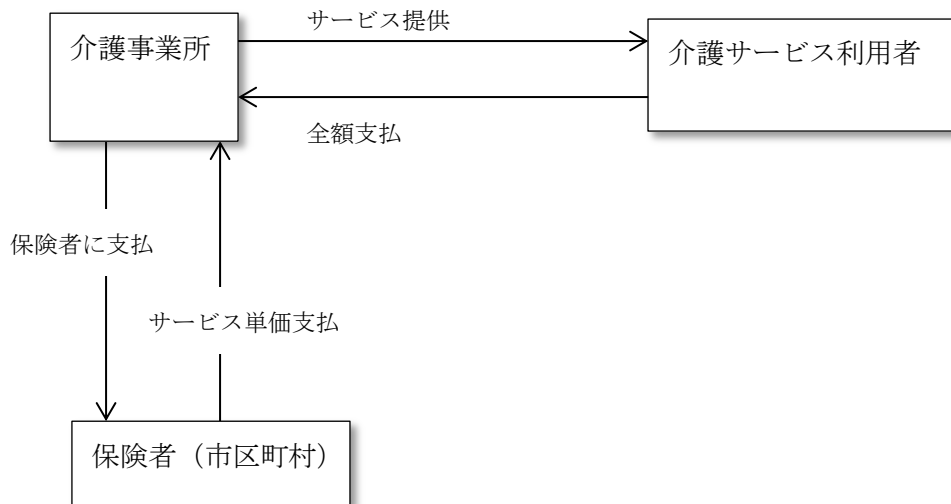
基本理念

- 要介護者の見の周りの世話だけにとどまらず、自立を支援する。
- 利用者自身によってサービスを選択でき、その種類や事業者も選択できる。
- 医療と福祉を別々に申し込むのではなく、ケアプランを作成し、総合的に利用できる。
- サービス提供にかかる利用額を1割負担とし、残りの9割は国が負担する

法定代理受領とは

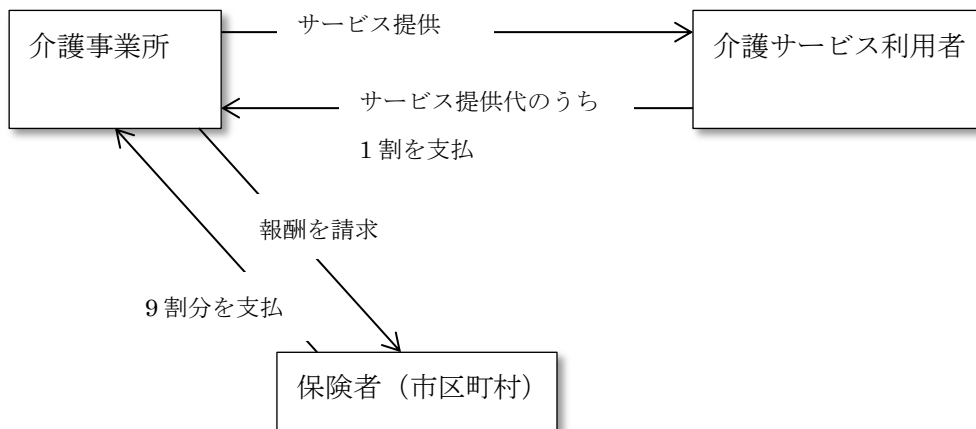
介護サービス提供分の1割を直接介護サービス事業所に支払ってもらい残りの9割を保険者から受け取ること

介護保険サービスは、介護保険事業者に介護報酬という形で費用が支払われ、利用者にはサービスそのものが現物給付される。

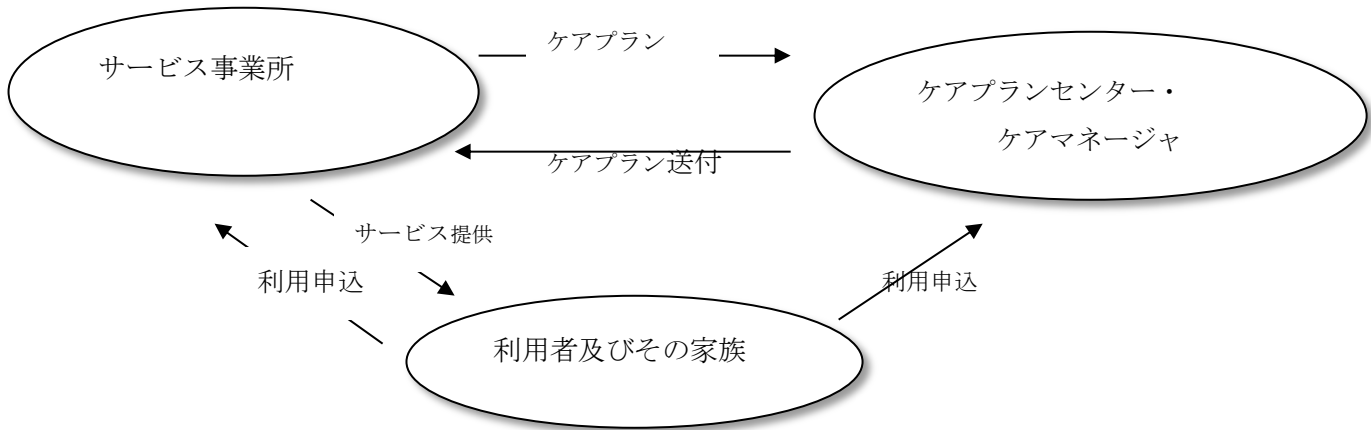


しかしこのままでは、サービス利用者がいったん費用全額を事業者支払い、その領収書を添えて市町村に請求して支払を受けることとなり（償還払い）、事務手続き的にも費用負担面でもサービス利用者にとって非常に煩雑になる。

そこで、在宅の要介護（支援）者にはあらかじめ居宅サービス計画（ケアプラン）を提出してもらい、この計画に沿ったサービス提供の費用については、利用者は定められている1割の利用者負担金を事業者を支払うだけで済み、残りの9割は市町村が事業者に対して直接支払う仕組みをとっている。



介護保険制度を用いたサービス利用の流れ



- ① 利用者本人、家族による施設利用申し込み【サービス事業所】
- ② ケアマネージャ紹介、またはケアマネージャ連絡【サービス事業所】
- ③ サービス事業所との契約
- ④ 担当ケアマネージャからケアプラン送付【ケアプランセンター】
- ⑤ 送付されたケアプランを元に計画書作成【サービス事業所】
- ⑥ 介護計画書を利用者及びその家族・ケアマネージャに承諾してもらう。
- ⑦ サービス提供【サービス事業所】

サービス提供にはケアプランを元に介護計画書を作成し、利用者及びその家族・ケアマネージャに承諾を得ないと介護報酬は発生しない。